

平成30年度（2018年度）

定期監査結果報告書 (年間総括)

(一般会計及び特別会計)
(公営企業会計)

令和元年（2019年）8月

北海道監査委員

平成30年度（2018年度）定期監査結果報告書（年間総括）

目 次

第1	監査結果報告について	1
第2	監査の概要	
1	監査対象部局及び実施期間	1
2	監査の主眼	1
3	監査の実施方法	1
4	監査結果の区分	2
第3	一般会計及び特別会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数	3
2	不適切な会計処理等を行っているもの	4
3	収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの	5
4	経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの	6
5	合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	6
6	公用車による交通事故等が発生しているもの	10
7	公有財産の損傷等が発生しているもの	11
8	その他是正又は改善を求めたもの	12
第4	公営企業会計に係る定期監査結果	
1	指摘事項等の件数	13
2	経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの	14
3	合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	14
4	公用車による交通事故等が発生しているもの	14
	(別記1) 指摘事項等に係る部局別の件数	15
	(別記2) 項目別監査結果一覧	18

第1 監査結果報告について

監査結果報告は、地方自治法の規定に基づき実施した監査の結果について、議会、知事等に提出し、公表しているものであり、監査対象部局における早期の改善を促すため、年3回に分けて行っている。

年間総括である本報告書は、これまで報告した3回分の監査結果を総括して、指摘事項等の件数の経年的な推移、部局毎の件数などの年間の状況を掲載するとともに、監査結果について、その内容に基づき項目別に区分するなど、平成30年度（2018年度）の監査結果を取りまとめたものである。

第2 監査の概要

1 監査対象部局及び実施期間

監査は、道の全414部局を対象とし、一般会計及び特別会計にあつては平成30年（2018年）10月から令和元年（2019年）7月までの間に、公営企業会計にあつては平成31年（2019年）1月、2月、令和元年（2019年）5月及び6月にそれぞれ実施した。

2 監査の主眼

監査は、平成30年度（2018年度）に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性の視点から、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 共通事項

- ア 債権の管理等について
- イ 支出事務の執行について
- ウ 入札・契約事務の執行について
- エ 業務委託の執行について
- オ 物品の調達と管理について
- カ 補助金の執行について
- キ 財産の管理について
- ク 工事（技術）の執行について

(2) 公営企業会計

- ア 電気事業の経営基盤の強化について
- イ 工業用水道事業の経営の健全化について
- ウ 病院事業の経営の改善について

3 監査の実施方法

- (1) 全414部局のうち、186部局については実地監査を実施し、228部局については書面監査を実施した。

(単位：部局)

会計	区分	本庁	出先機関等	計	監査	
					実地監査	書面監査
一般会計及び特別会計	知事部局	9	44	53	48	5
	各種委員会等事務局	5		5	5	
	教育庁	1	276	277	91	186
	警察本部	1	71	72	35	37
	計	16	391	407	179	228
公営企業会計	企業局 (電気事業会計及び工業用水道事業会計)	1		1	1	
	道立病院局 (病院事業会計)	1	5	6	6	
	計	2	5	7	7	
合計		18	396	414	186	228

- (2) 実地監査については、部局から監査資料の提出を求めるとともに、部局に赴いて、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類の審査、関係職員に対する事情聴取を行い、内容を確認した。
また、牽制効果を高めるために、当初書面監査の対象として通知した部局のうち、5部局について実地監査に変更した。
- (3) 書面監査については、部局から監査資料、支出（支払）証拠書類等の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

4 監査結果の区分

監査の結果については、部局別に是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項、検討事項に区分した。

《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

《指導事項》

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

《検討事項》

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 件数の推移

平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）までの指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

（単位：件）

区 分	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
総 則					5	7					5	7
予 算	1									1		
収 入	9	15	12	16	8	20				25	23	32
支 出	21	12	17	35	32	29				56	44	46
契 約	8	6	11	37	44	51			3	45	50	65
財 産	18	23	19	24	21	25				42	44	44
工事(技術)				9	8	10			1	9	8	11
経 営 管 理	1	1	1							1	1	1
そ の 他	23	11	19	40	30	43				63	41	62
計	81	68	79	161	148	185			4	242	216	268

(2) 指摘事項等に係る部局別の件数（平成30年度（2018年度）実績）

（単位：件）

区 分	是正又は改善を求めた部局	指摘事項	指導事項	検討事項	計
知 事 部 局	28部局	57	133	3	193
各種委員会等事務局	1部局		1		1
教 育 庁	26部局	12	30	1	43
警 察 本 部	21部局	10	21		31
計	76部局	79	185	4	268

(3) 指摘事項等に係る項目別の件数（平成30年度（2018年度）実績）

次頁以降に掲載する各項目別の指摘事項等の件数は、次のとおりである。

（単位：件）

項 目	指摘事項	指導事項	検討事項	計
不適切な会計処理等	2			2
収 入 確 保	5	3		8
経済性、効率性及び有効性	1	1	1	3
合 規 性	33	142	2	177
交 通 事 故 等	2	25		27
公有財産の損傷等	33	13		46
そ の 他	3	1	1	5
計	79	185	4	268

2 不適切な会計処理等を行っているもの

「監査の主眼」に基づき監査を実施した結果、次の事項に該当する事案については、不適切な会計処理等を行ったものとして、特に問題がある。

- ・職員が故意又は重大な過失により法令等の規定に違反して行った又は怠ったもの
- ・予算の執行や財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っているもの

職員が業務を執行するに当たっては、道民との信頼関係のもと職員一人一人が公務員としての使命と責任を自覚し、服務規律の確保や法令遵守の徹底について常に意識を持って、実施しなければならない。

「不適切な会計処理等を行っているもの」については、これまでも定期監査等において、是正又は改善を求めてきたところであるが、平成30年度（2018年度）においても私費払いをしているものや支出負担行為に係る決定書を作成していないものなど、不適切な会計処理等がいまだに跡を絶たず、同様の事案が発生している。

これらの事案の再発防止のためには、それぞれの職員が業務における法令等の遵守についての意識を強く持つとともに、管理監督の立場にある職員は、職責の重要性を自覚し、不適切な会計処理等が発生した原因を踏まえ、部下職員への適切な指導・監督を行い、有効なチェック機能の構築により内部牽制の更なる充実を強く求めるものである。

監査結果は、次のとおりである。

(1) 日高振興局

少額工事の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、翌年度予算で支出しているものが、5件、138万9,960円あった。

(2) 上川総合振興局

役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに口頭で契約し、私費により支払っているものが、1件、15万9,840円あった。

また、決定書は作成したものの、私費により支払っているものが、平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）までの期間において、22件、7万1,619円あった。

さらに、塵芥収集運搬処理契約において、処理手数料については、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、平成28年度（2016年度）及び平成30年度（2018年度）において、2件、4,147円あった。

3 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの

道税収入及び税外諸収入において、収入未済額が多額となっていることから、その解消のため、適切な措置を要する。

道税や道営住宅使用料収入等の税外諸収入について、収入未済額解消に向けた各種の取組を行った結果、収入未済額は前年度に比べ減少しているが、その額は依然多額であることから、各部局においては滞納の実態に応じた更なる対策を講じるなど、取組の強化を求めるものである。

監査結果は、次のとおりである。

- ・ 収入未済額が減少しているものの引き続き適切な措置を要するもの

【道税収入】

道税収入においては、道税確保特別対策本部を設置して、収入確保に取り組んでおり、特に、個人道民税については、道と市町村による共同催告や共同徴収などを実施し、自動車税については、預貯金の差押えなどの強化、インターネットを利用したクレジットカード納税の推進に努めるほか、コンビニ納税の対象税目の拡大などにより、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、今後とも、自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。
(総務部)

(単位：千円、%)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H30	604,914,007	595,428,158	826,302	8,659,547	98.4
H29	625,422,427	614,165,876	922,814	10,333,737	98.2

【税外諸収入】

税外諸収入のうち、収入未済額が1,000万円以上のものは、次のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額		収納率	
				H30	H29	H30	H29
母子福祉資金貸付金収入等	3,980,164	1,359,732	119,372	2,501,060	2,563,881	34.2	34.5
中小企業高度化資金貸付金収入等	9,267,553	997,217	134,997	8,135,339	8,292,957	10.8	12.4
林業・木材産業改善資金貸付金収入等	375,893	136,098	0	239,795	259,706	36.2	32.0
道営住宅使用料収入等	6,329,783	5,513,822	29,988	785,973	811,722	87.1	86.2
農業改良資金貸付金収入	72,336	36,674	0	35,662	36,327	50.7	62.6
公立高等学校奨学資金貸付金収入等	9,785,978	9,672,346	2,771	110,861	119,300	98.8	98.8
放置違反金収入	405,912	317,392	7,526	80,994	105,497	78.2	74.2

4 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

地方公共団体においては、行財政改革による効率的かつ効果的な行財政の執行が求められており、事務事業の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないことから、次の事項に該当する事案については、経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めた。

- ・ 事務事業の実施において、経費節減が可能なもの〔経済性〕
- ・ 実施した事務事業において、コストに見合った成果が上がっていないもの〔効率性〕
- ・ 実施した事務事業において、目的に見合った成果が上がっていないもの〔有効性〕

主な監査結果は、次のとおりである。

・ 契約に係る事項

- (1) 委託契約の予定価格の積算において、清掃をする必要のない浴室を含めて積算したことなどから、契約金額が割高となっているものが、1件、8万3,160円あった。
(渡島総合振興局)
- (2) 衛星携帯電話については、造林事業の竣工検査等の際、通常の携帯電話が不通となる箇所において、緊急事態が生じた際の連絡手段として、各総合振興局等に導入している。
しかし、各総合振興局等では、所管する地域内において、通常の携帯電話での通話が可能なため業務等に携行していない実態や長期間携行していないため、機器の使用が可能であるか不明となっていることから、各総合振興局等の地域の実情に応じた設置のあり方について検討する必要がある。
(水産林務部に対する検討事項)

5 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

法令等に従って適正に事務処理を行うことは職員としての基本であり、合規性の視点から監査を実施した結果、法令等に違反している事案などがあった。

この中には、基本的な事務処理の誤りなど、過去数年にわたり是正又は改善を求めている事項と同様の事案が多数あり、その多くは、職員の失念・不注意や関係法令等の理解不足、内部牽制の不十分さなどに起因するものである。

法令等に従わずに行った事務処理により、結果的に道に不要な支出が生じること、あるいは、小さな誤りが道民の道政に対する信頼を失わせる重大な事件・事故につながることを防ぐためにも、職員は業務に係る基本的な法令等について理解を深めるとともに、管理監督の立場にある職員は、内部牽制の強化や業務進行管理の徹底など、チェック機能の強化に努める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 収入に係る事項

ア 不動産の取得について、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けてした取得に対しては不動産取得税を減免することとされているが、減免額の算定に用いる補助金の額などを誤ったことから、不動産取得税の減免額を過少に決定しているものが、1件、17万9,352円あった。
(渡島総合振興局)

イ 不動産取得税については、取得した不動産の価格に基づき算出することとなり、取得した不動産が国又は地方公共団体から補助金の交付を受けてしたものであるときは、これを減免することとされているが、減免額の算定に用いる当該不動産の取得価額等を誤ったことから、不動産取得税額を過大に決定しているものが4件、130万7,300円、過少に決定しているものが2件、138万8,700円あった。
(上川総合振興局)

ウ 個人の行う事業に対する事業税の課税において、事業を行った期間が1年に満たないときは、事業主控除の額は事業を行った月数に応じた額としなければならないが、この額の算定を誤ったことから、事業税の額が過少となっているものが、1件、8万500円あった。
(上川総合振興局)

エ 収入取扱員が1万円以上の現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、この期間を超えて払い込んでいるものが、1件、41万3,000円あった。
(農政部)

オ 高等学校授業料について、高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請を行った者からは、審査結果を通知するまで徴しないこととされているが、これを徴しているものが、平成29年度(2017年度)において、2箇月分、1万9,800円あった。

また、受給資格の認定を行った後においては、当該認定した月分の授業料を徴しないこととなるが、これを徴しているものが、平成29年度(2017年度)において、7箇月分、6万9,300円、平成30年度(2018年度)において、2箇月分、1万9,800円あった。
(清水高等学校)

カ 看護学院授業料の免除については、申請者と生計を一にする者の全てについて、市町村民税が非課税とされている世帯に属する者であることを要件としているが、この要件に該当しない者の授業料を免除しているものが、2名分、36万7,200円あった。
(旭川高等看護学院)

キ 看護学院授業料の免除については、申請者と生計を一にする者の全てについて、市町村民税が非課税とされている世帯に属する者であることを要件としているが、この要件に該当しない者の授業料を免除しているものが、1名分、18万3,600円、課税状況の確認を行わず免除しているものが、4名分、70万4,400円あった。

また、免除に関する事務の取扱いについて、要領を定めることとされているが、これを行っていなかった。
(紋別高等看護学院)

(2) 支出に係る事項

ア 協議会委員に係る報酬を執行するときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わず会議を開催し、事後に決定書を作成しているものが、4件、10万円あった。
(上川総合振興局)

イ 特別職非常勤職員の報酬について、付与すべき年次有給休暇の日数等を誤り、欠勤を年次有給休暇として処理したことから、過払いとなっている部局が、計3部局あり、その合計は、8名分、22万8,822円あった。

(単位：名、円)

部 局 名	人 数	金 額
空 知 総 合 振 興 局	2	88,550
渡 島 総 合 振 興 局	3	69,112
十 勝 総 合 振 興 局	3	71,160
計	8	228,822

ウ 特定不妊治療費助成事業において、助成事業の対象となる者の要件は、夫及び妻の合計所得金額が、1月から5月までの間に申請があった場合は前々年の所得、6月から12月までの間に申請があった場合については前年の所得が、道の定める基準金額未満であることなどとされているが、8月に申請のあった者に対する審査に当たり、前

年の所得金額が基準金額以上であるにもかかわらず、前々年の所得により助成を決定したことから、助成金が過大となっているものが、1件、7万5,000円あった。
(空知総合振興局)

エ 報償費を執行する場合や少額工事を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事業を実施しているものや、決定書を事後に作成しているものが、5件、39万9,466円あった。

また、少額工事の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、2件、16万9,560円あった。
(寿都高等学校)

オ 物品購入の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに口頭で契約し、決定書を事後に作成しているものが、7件、12万2,250円あった。

また、物品の納入において、供給人から履行期限内に物品を納入することができない旨の申立てがあったときは、履行延期願を提出させなければならないが、これを行わずに物品購入決定書を再作成し、納入期限内に納入したとしているものが、1件、9万720円あった。

さらに、支出の証拠書類は、部局長が保管しなければならないが、プール上屋シート取付業務契約に係る請求書などを紛失し、支払が遅延しているものが、2件、81万円あった。
(上川教育局)

カ 生徒の定期健康診断の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約しているものが、2件、13万8,758円あった。

また、食糧費等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求した日から15日以内に支払わなければならないが、未払となっているものが、上記を含め、8件、31万4,966円あった。
(小樽高等支援学校)

キ 会場借上げに係る契約を締結しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、2件、12万2,990円あった。
(保健福祉部)

ク ブースターコイル改修工事において、請求や受領権限のない者からの請求書により、修繕料を支出しているものが、1件、162万円あった。
(近代美術館)

ケ 食と観光需要喚起緊急対策事業委託業務契約において、請求権限のない者からの請求書により、委託料を支出しているものが、2件、2,213万4,000円あった。
(経済部)

コ 旅費の支給について、職員に旅行を命じ職員が出張したときは、旅費を支給しなければならないが、年度を超えて未支給となっているものが、2件、6万2,650円あった。
(十勝総合振興局)

サ 講師に対する報償費及び旅費の執行において、平成29年度(2017年度)予算で支出すべきところ、平成30年度(2018年度)予算で支出しているものが、1名分、7万964円あった。
(根室教育局)

シ 庁中常用の経費として資金前渡できる扶助費については、特に現金をもって支払を要するものに限られるが、口座振替払が可能であったにもかかわらず、前渡資金により支払っているものが、1件、25万6,360円あった。
(大沼学園)

ス ホッカイドウ競馬レースにおいて、着順の確定及び払戻し開始後に、1着馬及び2着馬の順位判定が誤りだったことが判明し、改めて正しい到達順位に基づいて、払戻しを行ったことから、不経済な支出となっているものが、1件、1億268万9,652円あった。(農政部)

(3) 契約に係る事項

ア 委託業務に係る指名競争入札の執行において、業務の内容が工事に係る設計、測量、地質調査等の委託契約に該当する場合は、関係部長等が定める基準に基づき、最低制限価格を設定することとされているが、最低制限価格を設定しなかったことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、680万4,000円あった。(空知総合振興局)

イ 庁舎有人警備業務において、予定価格の積算を誤り、最低制限価格を高く設定したことから、落札とすべき者を失格としているものが、1件、146万1,080円あった。
また、庁舎周囲除雪業務において、予定価格の積算を誤ったことから、競争入札により契約を締結すべきところ、随意契約をしているものがあった。(経済部)

ウ 庁舎等清掃業務委託契約において、最低制限価格を高く設定したことから、落札者とすべき者を失格としているものが、1件、166万2,120円あった。
また、当該委託料は契約書に基づき、毎月10日までに前月分を支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、1件、12万8,084円あった。(胆振総合振興局)

エ 庁舎清掃業務委託契約において、最低制限価格を高く設定したことから、落札者とすべき者を失格としているものが、1件、189万9,720円あった。(オホーツク総合振興局)

オ 庁舎等清掃業務委託契約において、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、230万8,068円あった。
また、業務処理要領では、契約期間に2回実施することとしているブラインド清掃について、1回分が未実施であったにもかかわらず、委託料を支出しているものがあった。(釧路総合振興局)

カ ボイラー等運転管理業務委託契約において、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、546万5,880円あった。(紋別高等看護学院)

キ 委託契約の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる経費については、消費税等相当額を除いて積算する必要があるが、消費税等相当額が含まれる旅費について、これを控除せず積算し、消費税等相当額を加算したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、14万3,558円あった。(総務部)

ク 管理運営業務の予定価格の積算において、業務に使用する部屋の面積を誤ったことから、予定価格が過大となり、契約金額が割高となっているものが、1件、7万3,574円あった。(経済部)

ケ 物品購入に係る見積合せにおいて、見積書を提出する権限のない代理人が提出した見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとしたことから、本来契約すべき以外の者と契約を締結しているものが、1件、105万8,400円あった。
また、契約担当者は、1件の予定価格が100万円以上の随意契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、上記見積合せにおいて、これを

作成していなかった。

(総務部)

コ 実習指導に係る受託施設との協定において、書面により支払時期を明らかにするときは、適法な支払請求を受けた日から、30日以内の日としなければならないが、これを超える期間を約定した協定を締結しているものが、2件、58万9,680円あった。

(紋別高等看護学院)

サ 人間ドック事業の協定において、協定者及びその相手方が同一人となっており、同一人が当事者双方の代理人となることは原則としてできないと解されていることなどから、協定書における代表者等の見直しを検討する必要がある。

(総務部及び教育庁に対する検討事項)

(4) 財産に係る事項

自動車を自動車検査証の有効期間が満了後も使用しようとするときは、継続検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けなければならないが、これを行わないまま公用車を使用しているものがあった。

(渡島総合振興局)

6 公用車による交通事故等が発生しているもの

道においては、交通事故の撲滅を目指しているところであり、職員に対しては、飲酒運転の根絶はもとより、公用車に限らず、自家用車の使用を含んだ安全運転の励行、事故防止についての注意喚起を行うとともに、職場研修の実施などの取組を行っている。

しかし、依然として公用車による多くの交通事故が発生しており、その結果、多額の賠償金や修繕費用等を支出しているものがあった。

また、交通事故以外にも管理瑕疵などによる事故の発生により、賠償金等の支出が発生していることから、交通事故や管理瑕疵などによる事故の防止等について、今後も職員に対する注意喚起や職場研修の実施などの取組を一層進める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 公用車による交通事故

公用車による交通事故のうち、賠償金、修繕費用等として、1件10万円以上の支出等のあった部局が18部局あり、その合計は、111件、2,781万8,991円であり、また、全損により3台の廃車があった。

このうち、賠償金、修繕費用等として、1件100万円以上の支出等のあった部局は、次のとおりである。

【賠償金、修繕費用等の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	件 数	金 額
警 察 本 部	71	19,651,597

注1 各方面本部及び警察署を含む。

2 1件100万円以上の交通事故のほか、1件10万円以上の交通事故に係る件数及び金額を含む。

(2) その他の事故等

施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、148万3,494円の支出があった。

(留萌振興局)

7 公有財産の損傷等が発生しているもの

道が所有又は管理する公有財産や物品については、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて適切に使用しなければならないが、物品の損傷等が発生しているものがあり、特に、公用車において、運行前、運行後点検の不徹底などから損傷した経緯が特定できないものが多数あった。

これらの物品の損傷による多額の修繕費用の支出や物品の亡失は、職員がその管理等に十分な注意を払うことなどにより、発生を防ぐことが可能であったと考えられるため、職員に対し、物品の適切な管理や使用について徹底する必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

(1) 物品の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの

物品の損傷が発生し、修繕費用等として、合計額が5,000円以上の支出のあった部局が31部局あり、その支出の合計は、56件、399万323円であった。

このうち、修繕費用等として、合計額が5万円以上の支出のあった部局は、18部局あり、その部局は、次のとおりである。

【修繕費用等の合計】

(単位：件、円)

部 局 名	件数	金 額	損 傷 物 品
総 合 政 策 部	1	131,630	パーソナルコンピュータ
空 知 総 合 振 興 局	4	312,528	公用車、パーソナルコンピュータ ほか
胆 振 総 合 振 興 局	2	148,769	公用車
渡 島 総 合 振 興 局	3	276,720	公用車
上 川 総 合 振 興 局	3	230,245	公用車及びパーソナルコンピュータ
留 萌 振 興 局	1	226,951	スノーモバイル
宗 谷 総 合 振 興 局	5	467,245	公用車及びパーソナルコンピュータ
十 勝 総 合 振 興 局	2	135,878	公用車
釧 路 総 合 振 興 局	3	187,691	公用車
根 室 振 興 局	1	290,293	公用車
根 室 教 育 局	1	130,658	公用車
警 察 本 部	4	309,420	車載式速度測定装置、楽器 ほか
旭 川 方 面 本 部	1	222,890	公用車
北 警 察 署	3	223,020	可搬式速度測定装置及び高性能カメラ
小 樽 警 察 署	2	56,160	デジタル一眼レフカメラ
函 館 中 央 警 察 署	1	86,130	公用車
留 萌 警 察 署	1	64,800	可搬式速度測定装置
帯 広 警 察 署	2	121,824	記録式飲酒検知器 ほか
計	40	3,622,852	

(2) 物品の亡失があったもの

物品の亡失が14部局で発生しており、その部局は、次のとおりである。

部 局 名	亡 失 物 品	部 局 名	亡 失 物 品
保 健 福 祉 部	共通乗車券	札 幌 道 税 事 務 所	ICカード乗車券
空 知 総 合 振 興 局	工事発生材 ドローン	教 育 庁	共通乗車券(注1)
石 狩 振 興 局	給油カード 物品払出用カード	根 室 教 育 局	セキュリティーカードキー
胆 振 総 合 振 興 局	公用車の鍵	寿 都 高 等 学 校	電子キー
上 川 総 合 振 興 局	共通乗車券 デジタルカメラ	共 和 高 等 学 校	校舎マスターキー 電子キー ほか
宗 谷 総 合 振 興 局	機械警備ICカードキー	釧 路 方 面 本 部	プリンタ
根 室 振 興 局	セキュリティーカードキー	北 警 察 署	プリンタ 公用車の鍵 ほか

注1 亡失した券片2枚のうち1枚について、第三者に使用され、使用料として支出しているものが、1万150円あった。

8 その他是正又は改善を求めたもの

その他、これまでの項目に該当しないが、指摘事項及び検討事項として是正又は改善を求めた事案があり、その監査結果は、次のとおりである。

(1) 経営に係る事業の管理

ホッカイドウ競馬の経営は、平成23年（2011年）に策定した北海道競馬推進プランによるインターネット発売の拡大や、日本中央競馬会との相互発売などの取組、平成28年（2016年）3月に策定した第2期北海道競馬推進プランに基づく、レース情報の積極的な発信や高画質なレース映像の提供など、さらなる発売拡大の取組などにより、平成30年度（2018年度）の投票券発売額は、胆振東部地震の影響によるレース中止があったものの、251億円となり、単年度収支は、平成25年度（2013年度）から黒字が続いている。

しかしながら、一般会計からの借入金に対する償還を行っているものの、累計の借入金は236億3,219万円と依然として多額となっていることから、安定した収支構造の維持に向け、引き続き経営の改善を図る必要がある。（農政部）

(2) 賠償金を支出しているもの

民間障害児入所施設において、道の措置により入所した児童の行方不明事件が発生し、損害賠償請求に係る和解に基づき、賠償金として、1件、1,600万円の支出があった。（保健福祉部）

(3) 給与を不正に受給しているもの

教諭による給与の不正受給が発生し、1件、117万3,180円の損害があった。（教育庁）

(4) 軽微な設計変更の取扱いについて検討を求めたもの

農道工事において、工事延長を拡大する設計変更に当たり、軽微な設計変更として事務処理しているものがあった。農政部による設計変更の手引きでは、軽微な設計変更の範囲に工事延長の拡大に関する扱いが定められておらず、その取扱いについて検討する必要がある。（農政部に対する検討事項）

第4 公営企業会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

(1) 件数の推移

平成28年度(2016年度)から平成30年度(2018年度)までの指摘事項、指導事項及び検討事項の件数の推移は、次のとおりである。

(単位：件)

区 分	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
予 算												
収 入				2	3					2	3	
支 出	1			3	1	2				4	1	2
契 約	7	1	1	8	7	6				15	8	7
財 産	1	1		2	1					3	2	
工事(技術)				2		1				2		1
経 営 管 理	2	2	2							2	2	2
会 計 経 理		2		5	1	4				5	3	4
そ の 他				1	1	3				1	1	3
計	11	6	3	23	14	16				34	20	19

(2) 指摘事項等に係る部局別の件数（平成30年度(2018年度)実績）

(単位：件)

区 分	是正又は改善を求めた部局	指摘事項	指導事項	検討事項	計
企 業 局 (電気事業会計及び 工業用水道事業会計)	1部局	1	3		4
道 立 病 院 局 (病院事業会計)	6部局	2	13		15
計	7部局	3	16		19

(3) 指摘事項等に係る項目別の件数（平成30年度(2018年度)実績）

次頁以降に掲載する各項目別の指摘事項等の件数は、次のとおりである。

(単位：件)

項 目	指摘事項	指導事項	検討事項	計
経営に係る事業の管理	2			2
合 規 性	1	14		15
交 通 事 故 等		2		2
計	3	16		19

2 経営に係る事業の管理については是正又は改善を求めたもの

工業用水道事業、病院事業の経営については、累積欠損金が依然として多額となっていることから、引き続き経営の効率化を図り、適切な事業運営と経営改善に努める必要がある。

監査結果は、次のとおりである。

・ 経営に係る事業の管理

- (1) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が2億5,087万4,690円と8年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は80億8,538万6,983円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度（2015年度）から取り組んでいる経営健全化計画の収支目標にある、毎年度における純利益の計上と未処理欠損金の低減等に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。（企業局）
- (2) 病院事業の経営については、当年度の純損失が5億5,268万2,996円となり、累積欠損金は533億4,072万2,978円に増加し依然として多額であることなど、病院事業の経営は極めて厳しい状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。（道立病院局）

3 合規性の視点からは是正又は改善を求めたもの

法令等に従って適正に事務処理を行うことは職員としての基本であり、合規性の視点から監査を実施した結果、法令等に違反している事案などがあった。

この中には、基本的な事務処理や会計経理の誤りなど、過去において是正又は改善を求めた事項と同様の事案があり、多くの場合は、職員の失念・不注意や関係法令等の理解不足などに起因するものである。

法令等に従わずに行った事務処理により、結果的に道に不要な支出が生じること、あるいは、小さな誤りが大きな事故につながることを防ぐためにも、職員は業務に係る基本的な法令等について理解を深めるとともに、管理監督の立場にある職員は、内部牽制の強化や業務進行管理の徹底など、チェック機能の強化に努める必要がある。

主な監査結果は、次のとおりである。

・ 契約に係る事項

薬品の単価契約において、権限のない者と契約を締結し、支出しているものが、13件、36万3,608円あった。（向陽ヶ丘病院）

4 公用車による交通事故等が発生しているもの

公用車による交通事故が、依然として発生していることから、今後も職員に対する注意喚起や職場研修の実施などの取組を一層進める必要がある。

・ 公用車による交通事故

公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、計2部局で、3件、84万4,164円の支出があった。

（単位：件、円）

部 局 名	件 数	金 額
企 業 局	1	361,994
緑ヶ丘病院	2	482,170
計	3	844,164

(別記1) 指摘事項等に係る部局別の件数

1 一般会計及び特別会計

(1) 知事部局

知事が所管する53部局のうち、是正又は改善を求めた28部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計	報告回次
総務部	3	3	1	7	第3回
総合政策部	1	1		2	第3回
環境生活部		3		3	第3回
保健福祉部	4	8		12	第3回
経済部	4	1		5	第3回
農政部	3	5	1	9	第2回/第3回
水産林務部	1	3	1	5	第3回
建設部	1	2		3	第3回
空知総合振興局	6	7		13	第2回
石狩振興局	1	6		7	第1回
後志総合振興局		9		9	第3回
胆振総合振興局	3	11		14	第2回
日高振興局	1	4		5	第2回
渡島総合振興局	5	6		11	第1回
上川総合振興局	6	8		14	第1回
留萌振興局	2	10		12	第1回
宗谷総合振興局	2	4		6	第2回
オホーツク総合振興局	1	19		20	第2回
十勝総合振興局	3	4		7	第3回
釧路総合振興局	2	6		8	第3回
根室振興局	2	4		6	第1回
札幌道税事務所	1	1		2	第2回
旭川高等看護学院	1	1		2	第1回
紋別高等看護学院	3	1		4	第1回
大沼学園	1	1		2	第1回
函館高等技術専門学院		2		2	第1回
農業大学校		1		1	第1回
漁業研修所		2		2	第1回
計	57	133	3	193	

(2) 各種委員会等事務局

各種委員会等事務局5部局のうち、是正又は改善を求めた1部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計	報告回次
議会事務局		1		1	第3回
計		1		1	

(3) 教育庁

教育委員会が所管する277部局のうち、是正又は改善を求めた26部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計	報告回次
教育庁	2	6	1	9	第3回
石狩教育局		1		1	第1回
後志教育局		2		2	第1回
胆振教育局		2		2	第1回
日高教育局		2		2	第1回
渡島教育局		2		2	第1回
檜山教育局		1		1	第1回
上川教育局	1			1	第2回
留萌教育局		2		2	第1回
根室教育局	3			3	第1回
図書館		1		1	第2回
近代美術館	1			1	第2回
帯広美術館		1		1	第3回
恵庭北高等学校		1		1	第1回
石狩南高等学校		1		1	第1回
寿都高等学校	2			2	第1回
共和高等学校	1			1	第1回
小樽高等支援学校	1			1	第1回
室蘭東翔高等学校		2		2	第1回
伊達高等学校		1		1	第1回
室蘭養護学校		1		1	第1回
帯広農業高等学校		1		1	第1回
鹿追高等学校		1		1	第1回
清水高等学校	1			1	第1回
根室高等学校		1		1	第1回
根室西高等学校		1		1	第1回
計	12	30	1	43	

(4) 警察本部

公安委員会が所管する72部局のうち、是正又は改善を求めた21部局に係る指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計	報告回数
警察本部	2	3		5	第3回
函館方面本部		1		1	第2回
旭川方面本部	1			1	第1回
釧路方面本部	1			1	第1回
北見方面本部		2		2	第1回
南警察署		1		1	第3回
北警察署	2	1		3	第3回
白石警察署		1		1	第3回
豊平警察署		1		1	第3回
小樽警察署	1			1	第2回
倶知安警察署		1		1	第1回
岩内警察署		1		1	第1回
苫小牧警察署		1		1	第3回
門別警察署		1		1	第3回
函館中央警察署	1	1		2	第2回
木古内警察署		1		1	第1回
留萌警察署	1			1	第1回
釧路警察署		1		1	第1回
帯広警察署	1	2		3	第1回
美幌警察署		1		1	第1回
斜里警察署		1		1	第1回
計	10	21		31	

2 公営企業会計

公営企業会計7部局のうち、全ての部局において是正又は改善を求めており、その指摘事項等の内訳は、次のとおりである。

(単位：件)

部 局 名	指摘事項	指導事項	検討事項	計	報告回数
企業局	1	3		4	第3回
道立病院局	1	1		2	第3回
江差病院		3		3	第1回
羽幌病院		2		2	第1回
緑ヶ丘病院		4		4	第1回
向陽ヶ丘病院	1	1		2	第1回
子ども総合医療・療育センター		2		2	第1回
計	3	16		19	

(別記2) 項目別監査結果一覧

全ての指摘事項、指導事項及び検討事項を「第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果」及び「第4 公営企業会計に係る定期監査結果」の項目別により整理した。

【第3 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果】

2 不適切な会計処理等を行っているもの

監査結果の項目別区分	部局名
《指摘事項》	
(1) 少額工事の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、翌年度予算で支出しているものが、5件、138万9,960円あった。	日高振興局
(2) 役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに口頭で契約し、私費により支払っているものが、1件、15万9,840円あった。 また、決定書は作成したものの、私費により支払っているものが、平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)までの期間において、22件、7万1,619円あった。 さらに、塵芥収集運搬処理契約において、処理手数料については、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、平成28年度(2016年度)及び平成30年度(2018年度)において、2件、4,147円あった。	上川総合振興局

3 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの

監査結果の項目別区分	部局名
《指摘事項》	
収入未済額が1億円以上となっているもの	
【道税収入】	
道税収入においては、道税確保特別対策本部を設置して、収入確保に取り組んでおり、特に、個人道民税については、道と市町村による共同催告や共同徴収などを実施し、自動車税については、預貯金の差押えなどの強化、インターネットを利用したクレジットカード納税の推進に努めるほか、コンビニ納税の対象税目の拡大などにより、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、その額は多額となっている。 道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、今後とも、自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。	総務部
【税外諸収入】	
(1) 母子福祉資金貸付金収入等	
母子・寡婦・遺児等に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。	保健福祉部
(2) 中小企業高度化資金貸付金収入等	
中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	経済部
(3) 林業・木材産業改善資金貸付金収入等	
林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。	水産林務部
(4) 道営住宅使用料収入等	
道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、退去者に係る未収金収納業務の外部委託、滞納整理事務に係る研修会の開催などの徴収対策に努めたことから、収入未済額が減少しているところであるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。	建設部

《指導事項》	
収入未済額が1,000万円以上となっているもの（上記指摘事項を除く。）	
【税外諸収入】	
(1) 農業改良資金貸付金収入	
農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、滞納整理に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、引き続き、収入未済額の解消に向けた取組を進める必要がある。	農政部
(2) 公立高等学校奨学資金貸付金収入等	
公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針を策定し、未納者及び保証人への催告などにより収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。	教育庁
(3) 放置違反金収入	
放置違反金については、文書、電話、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与の債権差押えを積極的に実施するとともに、動産差押えを強化したことにより、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっていることから、今後とも、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。	警察本部

4 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

監査結果の項目別区分		部局名
(1) 契約に係る事項		
《指摘事項》		
委託契約の予定価格の積算において、清掃をする必要のない浴室を含めて積算したことなどから、契約金額が割高となっているものが、1件、8万3,160円あった。		渡島総合振興局
《検討事項》		
衛星携帯電話については、造林事業の竣工検査等の際、通常の携帯電話が不通となる箇所において、緊急事態が生じた際の連絡手段として、各総合振興局等に導入している。 しかし、各総合振興局等では、所管する地域内において、通常の携帯電話での通話が可能なため業務等に携行していない実態や長期間携行していないため、機器の使用が可能であるか不明となっていることから、各総合振興局等の地域の実情に応じた設置のあり方について検討する必要がある。		水産林務部
(2) 財産に係る事項		
《指導事項》		
庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者等への情報提供を行うとともに、建物付き売却などに取り組んでいるが、依然として処分可能な未利用地が多数あることから、さらに売却等の促進を図る必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度(2018年度)処分量積 433,887㎡ ・平成31年(2019年)3月末未利用地面積 2,758,547㎡ ・平成31年(2019年)3月末処分可能未利用地面積 1,468,974㎡ 		総務部

5 法規性の視点から是正又は改善を求めたもの

監査結果の項目別区分		部局名
(1) 収入に係る事項		
《指摘事項》		
ア	不動産の取得について、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けてした取得に対しては不動産取得税を減免することとされているが、減免額の算定に用いる補助金の額などを誤ったことから、不動産取得税の減免額を過少に決定しているものが、1件、17万9,352円あった。	渡島総合振興局
イ	不動産取得税については、取得した不動産の価格に基づき算出することとなり、取得した不動産が国又は地方公共団体から補助金の交付を受けてしたものであるときは、これを減免することとされているが、減免額の算定に用いる当該不動産の取得価額等を誤ったことから、不動産取得税額を過大に決定しているものが4件、130万7,300円、過少に決定しているものが2件、138万8,700円あった。	上川総合振興局

ウ	個人の行う事業に対する事業税の課税において、事業を行った期間が1年に満たないときは、事業主控除の額は事業を行った月数に応じた額としなければならないが、この額の算定を誤ったことから、事業税の額が過少となっているものが、1件、8万500円あった。	上川総合振興局
エ	収入取扱員が1万円以上の現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、この期間を超えて払い込んでいるものが、1件、41万3,000円あった。	農政部
オ	高等学校授業料について、高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請を行った者からは、審査結果を通知するまで徴しないこととされているが、これを徴しているものが、平成29年度(2017年度)において、2箇月分、1万9,800円あった。 また、受給資格の認定を行った後においては、当該認定した月分の授業料を徴しないこととなるが、これを徴しているものが、平成29年度(2017年度)において、7箇月分、6万9,300円、平成30年度(2018年度)において、2箇月分、1万9,800円あった。	清水高等学校
カ	看護学院授業料の免除については、申請者と生計を一にする者の全てについて、市町村民税が非課税とされている世帯に属する者であることを要件としているが、この要件に該当しない者の授業料を免除しているものが、2名分、36万7,200円あった。	旭川高等看護学院
キ	看護学院授業料の免除については、申請者と生計を一にする者の全てについて、市町村民税が非課税とされている世帯に属する者であることを要件としているが、この要件に該当しない者の授業料を免除しているものが、1名分、18万3,600円、課税状況の確認を行わず免除しているものが、4名分、70万4,400円あった。 また、免除に関する事務の取扱いについて、要領を定めることとされているが、これを行っていなかった。	紋別高等看護学院
《指導事項》		
ア	個人の行う事業に対する事業税を課するときは、所得税の不動産所得及び事業所得を基準とし、青色申告特別控除の適用がある場合には当該所得に青色申告特別控除額を加算しなければならないが、これを行わずに算定したことから、事業税の額が過少となっているものが、3件、1万5,000円あった。	後志総合振興局
イ	個人の行う医業等に対して事業税を課する場合においては、調査によって課税所得を決定しなければならないが、この算定を誤ったことにより、事業税の額が過大となっているものが、平成29年度(2017年度)において4件、1万7,000円、平成30年度(2018年度)において5件、2万9,600円あった。	上川総合振興局
ウ	個人の行う事業に対する事業税の課税において、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う個人の場合には、調査により所得を決定して事業税を課することとされているが、この調査による所得の決定に当たり、加算すべき所得税の青色申告特別控除額の金額を誤ったことから、事業税の額が過少となっているものが、1件、2万2,900円あった。	オホーツク総合振興局
エ	道税に係る徴収金の引継ぎを受けた場合には、当該徴収金の引受けの決定及び調定をしなければならないが、法人道民税、法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税について、これを行っていないものがあった。	オホーツク総合振興局
オ	収入取扱員が現金を領収する場合は、合計金額が訂正された納付書により領収してはならないこととされているが、これにより領収しているものがあった。	オホーツク総合振興局
カ	診療所使用料の収納事務において、医療費の自己負担金が当該月の末日までに完納されないときは、その未納額について月末に調定を行い、納入通知書を納入義務者に送付しなければならないが、これらを行っていないものや調定が遅延しているものがあった。	留萌振興局 オホーツク総合振興局
キ	収入取扱員等の収納事務については、あらかじめ決定書等により指定した検査員に検査させなければならないが、検査員の指定を行わないまま検査を行っているものがあった。	胆振総合振興局
ク	収入取扱員等の収納事務については、あらかじめ決定書等により指定した検査員に検査をさせなければならないが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。	伊達高等学校
ケ	収入取扱員等の収納事務については、あらかじめ決定書等により指定した検査員に検査させなければならないが、日常検査を行っていないものがあった。 また、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。	宗谷総合振興局
コ	収入取扱員は、納入義務者から現金の納付を受けたときは、現金領収証書に必要事項を記載し、これを交付することとされているが、納入者を誤って記載した現金領収証書を交付しているものがあった。	オホーツク総合振興局
サ	収入取扱員が、1万円以上の現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、この期間を超えて払い込んでいるものが、1件、1万3,348円あった。	オホーツク総合振興局
シ	生活保護費返還金について、納入義務者が納期限までに返還金を納付しないときは、滞納整理票を作成し、収納が完結するまでの間、発生事実等について滞納整理票により、調定済債権を管理しなければならないが、これを作成していないものや、督促や催告の処理経過を記録していないものがあった。	後志総合振興局

ス	海岸占用料等について、納付義務者が納期限までに収入金を完納しない場合には、納期限後30日以内に、督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。 また、納付義務者が督促状の指定期限までに納付すべき金額を納付しないときは、文書や電話等による催告を行うこととされているが、これを長期間行っていないものがあった。	胆振総合振興局
セ	給与等の返納について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しない場合は、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、30日を超えて督促状を発付しているものなどがあった。	教育庁
ソ	高等学校授業料について、授業料が納付期限までに納付されない場合は、納付期限後30日以内に、授業料納付督促書により、期限を指定して納付義務者等に対して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。	室蘭東翔高等学校
タ	住宅使用料に係る過年度未収金について、長期間にわたり繰り越されているものがあったが、この繰越額の内容を確認しないまま、当該未収金の解消のための措置を執っていないものがあった。	上川総合振興局

(2) 支出に係る事項

ア 報酬、職員手当等、賃金

《指摘事項》

(フ)	協議会委員に係る報酬を執行するときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わず会議を開催し、事後に決定書を作成しているものが、4件、10万円あった。	上川総合振興局															
(イ)	特別職非常勤職員の報酬について、付与すべき年次有給休暇の日数等を誤り、欠勤を年次有給休暇として処理したことから、過払いとなっている部局が、計3部局あり、その合計は、8名分、22万8,822円あった。 (単位：名、円)	左表部局名のとおり															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>人 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空 知 総 合 振 興 局</td> <td>2</td> <td>88,550</td> </tr> <tr> <td>渡 島 総 合 振 興 局</td> <td>3</td> <td>69,112</td> </tr> <tr> <td>十 勝 総 合 振 興 局</td> <td>3</td> <td>71,160</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> <td>228,822</td> </tr> </tbody> </table>			部 局 名	人 数	金 額	空 知 総 合 振 興 局	2	88,550	渡 島 総 合 振 興 局	3	69,112	十 勝 総 合 振 興 局	3	71,160	計	8	228,822
部 局 名	人 数	金 額															
空 知 総 合 振 興 局	2	88,550															
渡 島 総 合 振 興 局	3	69,112															
十 勝 総 合 振 興 局	3	71,160															
計	8	228,822															

《指導事項》

(ク)	通勤手当の支給において、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときは、手当を支給することはできないが、これを支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、1万5,272円あった。	保健福祉部												
(イ)	特別職非常勤職員の通勤費用相当額の支給において、1箇月の通勤回数を誤ったことから、過払いとなっているものが3名分、1万2,498円、未支給となっているものが1名分、1,308円あった。	石狩振興局												
(ウ)	農林漁業普及指導手当については、普及指導員が、月の初日から末日までの間において、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上普及事務に従事した場合に支給することとされているが、この要件を満たしていないにもかかわらず手当を支給したため、過払いとなっている部局が、計2部局あり、その合計は、2名分、5万7,839円あった。 (単位：名、円)	左表部局名のとおり												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>人 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>1</td> <td>17,411</td> </tr> <tr> <td>根 室 振 興 局</td> <td>1</td> <td>40,428</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>57,839</td> </tr> </tbody> </table>			部 局 名	人 数	金 額	オホーツク総合振興局	1	17,411	根 室 振 興 局	1	40,428	計	2	57,839
部 局 名	人 数	金 額												
オホーツク総合振興局	1	17,411												
根 室 振 興 局	1	40,428												
計	2	57,839												
(エ)	寒冷地手当の支給において、認定権者は毎年1月1日現在において現に手当の支給を受けている職員について、扶養手当等確認調書を作成し、当該手当の事後の確認を厳正に行うこととされているが、確認が不十分であったことなどから、平成29年(2017年)11月から平成31年(2019年)2月までの期間において、過払いとなっているものが、1名分、3万7,800円あった。	教育庁												

<p>(オ) 管理職員特別勤務手当については、管理職員が週休日に勤務したときに支給することとなるが、勤務していない職員に対し手当を支給したことから、過払いとなっているものが1名分、7,000円、勤務したにもかかわらず、未支給となっているものが2名分、2万9,500円あった。</p> <p>また、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっている部局が、計2部局あり、その合計は、4名分、2万4,000円あった。</p> <p style="text-align: center;">(単位：名、円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>人 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗 谷 総 合 振 興 局</td> <td>2</td> <td>17,000</td> </tr> <tr> <td>日 高 教 育 局</td> <td>2</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4</td> <td>24,000</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	人 数	金 額	宗 谷 総 合 振 興 局	2	17,000	日 高 教 育 局	2	7,000	計	4	24,000	<p>日高教育局 (左記、本文後段左表部局名のとおり)</p>
部 局 名	人 数	金 額											
宗 谷 総 合 振 興 局	2	17,000											
日 高 教 育 局	2	7,000											
計	4	24,000											
<p>(カ) 特殊勤務手当の支給において、教員特殊業務手当については、週休日等に、学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務に引き続き4時間程度従事した場合などに支給することとなるが、当該業務に従事していないにもかかわらず支給したことから、過払いとなっているものが、2名分、7,200円あった。</p>	<p>室蘭東翔高等学校</p>												
<p>(キ) 時間外勤務手当については、宿直勤務を命ぜられた時間においては支給しないこととされているが、宿直勤務に従事している時間中に時間外勤務手当を支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、6,369円あった。</p>	<p>帯広警察署</p>												
<p>(ク) 賃金の支給について、臨時職員が2箇月間継続勤務し、全労働日の8割以上を勤務した場合には、有給休暇を3日間付与することとされているが、これを付与せず、欠勤として処理したことから、未支給となっているものが、1名分、2万370円あった。</p>	<p>空知総合振興局</p>												
<p>(ケ) 賃金の支給において、有給休暇の付与日数を誤ったことから、過払いとなっているものが、1名分、2万370円あった。</p> <p>また、欠勤時間を誤ったことから、未支給となっているものが、平成29年度(2017年度)において、1名分、5,901円、平成30年度(2018年度)において、1名分、9,339円あった。</p>	<p>渡島総合振興局</p>												
<p>(コ) 賃金の支給において、有給休暇を付与する日を誤ったことから、過払いとなっているものが1名分、7,539円、未支給となっているものが1名分、8,610円あった。</p>	<p>留萌振興局</p>												

イ 負担金、補助及び交付金

《指摘事項》

<p>特定不妊治療費助成事業において、助成事業の対象となる者の要件は、夫及び妻の合計所得金額が、1月から5月までの間に申請があった場合は前々年の所得、6月から12月までの間に申請があった場合については前年の所得が、道の定める基準金額未満であることなどとされているが、8月に申請のあった者に対する審査に当たり、前年の所得金額が基準金額以上であるにもかかわらず、前々年の所得により助成を決定したことから、助成金が過大となっているものが、1件、7万5,000円あった。</p>	<p>空知総合振興局</p>
---	----------------

《指導事項》

<p>政務活動費の収支報告書等の提出があったときは、収支報告書や領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを確認するとともに、条例で定める経費の範囲に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、あて名のない領収書の写しを有効なものとして受理しているなど、提出された領収書等の写しの内容を十分に確認していないものがあった。</p>	<p>議会事務局</p>
--	--------------

ウ その他

《指摘事項》

<p>(7) 報償費を執行する場合や少額工事を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事業を実施しているものや、決定書を事後に作成しているものが、5件、39万9,466円あった。</p> <p>また、少額工事の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、2件、16万9,560円あった。</p>	<p>寿都高等学校</p>
---	---------------

<p>(イ) 物品購入の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに口頭で契約し、決定書を事後に作成しているものが、7件、12万2,250円あった。</p> <p>また、物品の納入において、供給人から履行期限内に物品を納入することができない旨の申立てがあったときは、履行延期願を提出させなければならないが、これを行わずに物品購入決定書を再作成し、納入期限内に納入したとしているものが、1件、9万720円あった。</p> <p>さらに、支出の証拠書類は、部局長が保管しなければならないが、プール上屋シート取付業務契約に係る請求書などを紛失し、支払が遅延しているものが、2件、81万円あった。</p>	上川教育局												
<p>(ウ) 生徒の定期健康診断の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約しているものが、2件、13万8,758円あった。</p> <p>また、食糧費等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求した日から15日以内に支払わなければならないが、未払となっているものが、上記を含め、8件、31万4,966円あった。</p>	小樽高等支援学校												
<p>(エ) 会場借上げに係る契約を締結しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、2件、12万2,990円あった。</p>	保健福祉部												
<p>(オ) ブースターコイル改修工事において、請求や受領権限のない者からの請求書により、修繕料を支出しているものが、1件、162万円あった。</p>	近代美術館												
<p>(カ) 食と観光需要喚起緊急対策事業委託業務契約において、請求権限のない者からの請求書により、委託料を支出しているものが、2件、2,213万4,000円あった。</p>	経済部												
<p>(キ) 旅費の支給について、職員に旅行を命じ職員が出張したときは、旅費を支給しなければならないが、年度を超えて未支給となっているものが、2件、6万2,650円あった。</p>	十勝総合振興局												
<p>(ク) 講師に対する報償費及び旅費の執行において、平成29年度(2017年度)予算で支出すべきところ、平成30年度(2018年度)予算で支出しているものが、1名分、7万964円あった。</p>	根室教育局												
<p>(ケ) 庁中常用の経費として資金前渡できる扶助費については、特に現金をもって支払を要するものに限られるが、口座振替払が可能であったにもかかわらず、前渡資金により支払っているものが、1件、25万6,360円あった。</p>	大沼学園												
<p>(コ) ホッカイドウ競馬レースにおいて、着順の確定及び払戻し開始後に、1着馬及び2着馬の順位判定が誤りだったことが判明し、改めて正しい到達順位に基づいて、払戻しを行ったことから、不経済な支出となっているものが、1件、1億268万9,652円あった。</p>	農政部												
<p>《指導事項》</p>													
<p>(7) 講師謝金に係る報償費を執行するときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わず会議等を開催し、事後に決定書を作成している部局が、計2部局あり、その合計は、2件、8万4,000円あった。</p> <p style="text-align: center;">(単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="327 1406 858 1563"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胆 振 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>44,000</td> </tr> <tr> <td>渡 島 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>84,000</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	件数	金 額	胆 振 総 合 振 興 局	1	44,000	渡 島 総 合 振 興 局	1	40,000	計	2	84,000	左表部局名のとおり
部 局 名	件数	金 額											
胆 振 総 合 振 興 局	1	44,000											
渡 島 総 合 振 興 局	1	40,000											
計	2	84,000											
<p>(イ) 捜査用報償費の執行において、捜査員が捜査協力者に対し協力謝礼として現金を交付した場合には、捜査協力者が宛名、金額、日付、住所及び氏名を記載した領収証書を徴取することなどとされているが、誤った宛名の領収証書を受領しているものがあった。</p>	岩内警察署												
<p>(ウ) 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令により、旅行命令簿を当該旅行者に提示して行わなければならないが、旅行命令を発した後、旅行命令簿を作成していないものがあった。</p>	北見方面本部												
<p>(エ) 役務費の執行において、請求権限のない者に産業廃棄物処分業務委託料を支払っているものが、1件、6,480円あった。</p>	倶知安警察署												
<p>(オ) エレベータ保守点検業務において、請求や受領権限のない者からの請求書により、委託料を支出しているものが、1件、2万8,350円あった。</p>	留萌教育局												
<p>(カ) 印刷物の製造代金等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、9件、148万990円あった。</p>	保健福祉部												
<p>(キ) 庁舎等清掃業務委託契約において、委託料は契約書に基づき、毎月10日までに前月分を支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、1件、18万5,149円あった。</p>	オホーツク総合振興局												

(ク)	庁舎暖房設備保守管理業務委託契約において、委託料は契約書に基づき、毎月10日までに前月分を支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、2件、36万552円あった。 また、料金後納郵便において、郵便料金の支出は、郵便会社が指定する期日までに支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、1件、10万2,555円あり、これにより遅延利息を支出しているものがあった。	根室振興局
(ケ)	機械警備業務委託契約において、委託料は契約書に基づき、毎月15日までに前月分を支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、3件、96万5,954円あった。	胆振教育局
(コ)	警備委託契約において、委託料は契約書に基づき、毎月10日までに前月分を支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、2件、13万1,760円あった。	水産林務部
(ク)	借上公宅賃貸借契約において、賃料は契約書に基づき、7月から9月までの第2四半期分については、6月末日までに支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、1件、14万4,000円あった。	帯広美術館
(シ)	工事請負費等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、2件、23万3,280円あった。	石狩教育局
(ス)	備品購入費等の支出においては、契約書に基づき、相手方から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、2件、383万85円あった。	後志教育局
(セ)	緊急かつ予期しない経費として資金前渡することができるもののうち、扶助費については、児童への突発的な食事代等とされており、かつ、職員が出張先等において、やむを得ず立て替えて支払う必要がある場合に限り、当該立替金を資金前渡の手続により支払うこととされているが、あらかじめ計画された事業に係る食料品の購入について、本来、決定書を作成して、支出負担行為をすべきであったが、これを行わず、私費立替払した職員に、当該立替金を前渡資金により支払っているものが、1件、1万1,772円あった。	オホーツク総合振興局
(ソ)	河川法に基づく土地占用料において、占用料の算定を誤り過大に徴収したため、正当額との差額を還付するに当たり還付加算金を支出しているものが、9件、1万3,100円あった。	釧路総合振興局

(3) 契約に係る事項

ア 工事契約

《指導事項》

林道維持工事において、施工中の工事箇所が大雨等による影響を受けたため、盛土工、排水施設工の施工数量を著しく変更する必要がある場合は、通常的设计変更として扱うこととされているが、これを行わずに概数の確定による設計変更で処理しているものがあった。	空知総合振興局
---	---------

イ 委託契約

《指摘事項》

(7) 委託業務に係る指名競争入札の執行において、業務の内容が工事に係る設計、測量、地質調査等の委託契約に該当する場合は、関係部長等が定める基準に基づき、最低制限価格を設定することとされているが、最低制限価格を設定しなかったことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、680万4,000円あった。	空知総合振興局
(イ) 庁舎有人警備業務において、予定価格の積算を誤り、最低制限価格を高く設定したことから、落札とすべき者を失格としているものが、1件、146万1,080円あった。 また、庁舎周囲除雪業務において、予定価格の積算を誤ったことから、競争入札により契約を締結すべきところ、随意契約をしているものがあった。	経済部
(ウ) 庁舎等清掃業務委託契約において、最低制限価格を高く設定したことから、落札者とするべき者を失格としているものが、1件、166万2,120円あった。 また、当該委託料は契約書に基づき、毎月10日までに前月分を支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、1件、12万8,084円あった。	胆振総合振興局
(エ) 庁舎等清掃業務委託契約において、最低制限価格を高く設定したことから、落札者とするべき者を失格としているものが、1件、189万9,720円あった。	オホーツク総合振興局
(オ) 庁舎等清掃業務委託契約において、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、230万8,068円あった。 また、業務処理要領では、契約期間に2回実施することとしているブラインド清掃について、1回分が未実施であったにもかかわらず、委託料を支出しているものがあった。	釧路総合振興局
(カ) ボイラー等運転管理業務委託契約において、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、546万5,880円あった。	紋別高等看護学院

(キ) 委託契約の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる経費については、消費税等相当額を除いて積算する必要があるが、消費税等相当額が含まれる旅費について、これを控除せず積算し、消費税等相当額を加算したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、14万3,558円あった。	総務部												
(ク) 管理運営業務の予定価格の積算において、業務に使用する部屋の面積を誤ったことから、予定価格が過大となり、契約金額が割高となっているものが、1件、7万3,574円あった。	経済部												
《指導事項》													
(フ) 小児救急電話相談事業運営業務の予定価格の積算において、一般管理費等率などについては、積算基準等で率の範囲のうち最低値を用いることとされているが、特段の理由もなく、これと異なる率を用いて算出したことから、予定価格が過大となっているものが、1件、56万1,600円あった。	保健福祉部												
(イ) 委託契約の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる経費については、消費税等相当額を除いて積算する必要があるが、消費税等相当額が含まれる旅費について、これを控除せず積算し、消費税等相当額を加算したことから、契約金額が割高となっている部局が、計2部局あり、その合計は、3件、5万6,095円あった。 (単位：件、円)	左表部局名のとおり												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 健 福 祉 部</td> <td>1</td> <td>30,243</td> </tr> <tr> <td>経 済 部</td> <td>2</td> <td>25,852</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>56,095</td> </tr> </tbody> </table>		部 局 名	件数	金 額	保 健 福 祉 部	1	30,243	経 済 部	2	25,852	計	3	56,095
部 局 名	件数	金 額											
保 健 福 祉 部	1	30,243											
経 済 部	2	25,852											
計	3	56,095											
(ウ) 予定価格調書は、適切な方法で保管しなければならないが、浄化槽保守点検等管理業務委託契約において、封入した予定価格調書を異なるものに差し替えているものがあつた。	オホーツク総合振興局												
(エ) 予定価格調書は、適切な方法で保管しなければならないが、職業訓練業務委託契約において、予定価格調書を差し替えているものがあつた。	函館高等技術専門学院												
(オ) 予定価格調書は、適切な方法で保管しなければならないが、エレベーター保守点検業務委託契約において、予定価格調書を差し替えているものがあつた。	胆振教育局												
(カ) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、税を滞納している者でないことや健康保険法等の規定による届出の義務を履行していない者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これを確認しないまま、資格審査を行っているものがあつた。	総合政策部 保健福祉部 農政部 函館高等技術専門学院												
(キ) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、障害者総合支援法の規定による指定相談支援事業所を運営する法人であることや、健康保険法等の規定による届出の義務を履行していない者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これを確認しないまま、資格審査を行っているものがあつた。	渡島総合振興局												
(ク) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、子供の学習支援又は相談支援の実績があり、生活困窮世帯等の子供の学習支援事業の趣旨を理解し、事業を適切、公正、中立、かつ効果的に実施できる者であることや、健康保険法等の規定による届出の義務を履行していない者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これらを確認しないまま、資格審査を行っているものがあつた。	オホーツク総合振興局												
(ケ) 埋蔵文化財発掘調査委託契約において、本来競争入札に付すべきものを随意契約により行う場合には、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないものがあつた。	胆振総合振興局												
(コ) 産業廃棄物の収集運搬、処分に当たっては、産業廃棄物の種類、数量等を記載した契約書によりそれぞれ許可を有する者に委託しなければならないが、処分業の許可を有しない者に収集運搬及び処分に係る業務を契約書を作成せずに行わせているものがあつた。	旭川高等看護学院												
(サ) 委託契約において、契約書には、破産法の規定により選任された破産管財人などによる契約解除の場合は、賠償金を徴収する旨を記載することとされているが、これを記載していないものがあつた。	総務部 保健福祉部 農政部 水産林務部 空知総合振興局 石狩振興局 胆振総合振興局 オホーツク総合振興局 釧路総合振興局 漁業研修所 留萌教育局 苫小牧警察署												

(シ) 委託契約における業務の完了検査について、受託者から実績報告書等の提出があったときは、支出負担行為担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあった。	保健福祉部
(ス) 教育局長が契約を行う道立学校校舎等環境整備業務については、受託者が各学校に提出する業務報告書により、学校長が契約条項のとおり履行されているか確認し、当該月分の実施状況を教育局長に報告することとされているが、履行されていない業務があるにもかかわらず、契約条項のとおり履行されていると報告していた。	根室高等学校 根室西高等学校

ウ その他の契約

《指摘事項》

(フ) 物品購入に係る見積合せにおいて、見積書を提出する権限のない代理人が提出した見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとしたことから、本来契約すべき以外の者と契約を締結しているものが、1件、105万8,400円あった。 また、契約担当者は、1件の予定価格が100万円以上の随意契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、上記見積合せにおいて、これを作成していなかった。	総務部
(イ) 実習指導に係る受託施設との協定において、書面により支払時期を明らかにするときは、適法な支払請求を受けた日から、30日以内の日としなければならないが、これを超える期間を約定した協定を締結しているものが、2件、58万9,680円あった。	紋別高等看護学院

《指導事項》

(フ) 物品の購入契約に係る予定価格調書の作成において、予定価格を誤って記載しているものがあった。	渡島教育局												
(イ) 複写機等の賃貸借契約に係る入札の執行において、入札書の記載金額を加除訂正した場合は、当該入札を無効としなければならないが、これを有効としているものがあった。	日高振興局												
(ウ) 病性鑑定材料輸送容器収集運搬業務に係る単価契約において、誤って見積金額と予定価格とを比較したことから、予定価格を超えた金額により契約を締結しているものがあった。	空知総合振興局												
(エ) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務において、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、予定価格を定めなければならないが、これを定めず、見積書を徴し契約しているものがあった。	胆振総合振興局												
(オ) 物品の賃貸借契約において、本来競争入札に付すべきものを随意契約により行う場合には、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないものがあった。	留萌振興局												
(カ) 不用品を売り払うときは、予定価格を定めた上で、売り払わなければならないが、予定価格を定めず、売払いを行っている部局が、計2部局あり、その合計は、8件、6万6,321円あった。 (単位：件、円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教 育 庁</td> <td>1</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>図 書 館</td> <td>7</td> <td>36,321</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> <td>66,321</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	件数	金 額	教 育 庁	1	30,000	図 書 館	7	36,321	計	8	66,321	左表部局名のとおり
部 局 名	件数	金 額											
教 育 庁	1	30,000											
図 書 館	7	36,321											
計	8	66,321											
(キ) 物品購入契約等の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととされているが、検査当日に在勤していない職員が検査を行ったとしているものがあった。	環境生活部 保健福祉部 農政部 建設部 釧路総合振興局												
(ク) 物品修繕契約における中間検査については、契約事務担当職員以外の者が検査を行うこととされているが、契約事務担当職員を検査員に指定し、検査を行っているものがあった。	農政部												
(ケ) 物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。	後志総合振興局 帯広警察署												
(コ) 物品の賃貸借契約において、借入物品が納入されたときは、検査員を指定し、検査を行わなければならないが、これらを行っていないものがあった。 また、少額工事の請負契約において、完成の届出があったときは、検査員が完成検査を行わなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。	胆振総合振興局												

(5) 工事（技術）に係る事項		
ア 設計		
《指導事項》		
道路改良工事において、横断排水路の摺付部に使用するふとんかごの設計に当たり、中詰材は網目より大きな15～20cmの石材としなければならないが、5～15cmの石材を使用する設計としていた。	オホーツク総合振興局	
イ 積算		
《指導事項》		
河川改修工事において、管理用道路の積算に当たり、天端敷砂利の転圧費を誤って計上したため、設計金額が41万400円過大となっていた。 また、現場内で発生する残土の積込、運搬費等を計上していなかったため、設計金額が23万7,600円過少となっていた。	後志総合振興局	
ウ 施工		
《指導事項》		
(7) 治山工事において、土留工の背面盛土部分に暗渠工を施工するに当たり、暗渠管を地山に埋設することとしているが、地山を掘削せずに暗渠管を設置しており、設計と異なる施工となっていた。	宗谷総合振興局	
(4) 牛舎新築工事において、舗装コンクリートの施工に当たり、下層路盤の補足砂利として使用する骨材については、コンクリート再生骨材の使用を原則としているが、全量を天然骨材としていた。	十勝総合振興局	
エ 事務処理		
《指導事項》		
(7) 砂防工事において、土工量等の概数を確定するに当たり、工事着手前に発注者と受注者が工事施工協議簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていないかった。	空知総合振興局	
(4) 道路工事において、土工量等の概数を確定するに当たり、工事着手前に発注者と受注者が工事施工協議簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていないかった。	上川総合振興局	
(7) 河川改修工事における工所用仮設道路の施工に当たり、新たに確認された支障物件によりルートを変更する場合には、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、工事着手後に手続きを行っており、事務処理が適切でなかった。	上川総合振興局	
(1) 道路改良工事における横断管渠の施工に当たり、道路横断排水を処理するための仮設排水管の一部を支給材料とする場合には、支給材料の種類、引渡し方法を定めて契約しなければならないが、契約書に必要な条項を定めることなく契約していた。	留萌振興局	
(4) 橋梁解体工事において、土工量等の概数を確定するに当たり、工事着手前に発注者と受注者が工事施工協議簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていないかった。	釧路総合振興局	
(7) 急傾斜地崩壊防止工事において、土留柵の施工範囲を拡大して工事を行う場合には、設計変更の手続きを行い、契約変更後に着手しなければならないが、これ以前に着手しており、事務処理が適切でなかった。	釧路総合振興局	
(6) その他		
ア 総則		
《指導事項》		
(7) 収入取扱員については、部局長が任命した会計員のうちから任命しなければならないが、会計員に任命していない者を収入取扱員としているものがあつた。	胆振総合振興局 留萌振興局	
(4) 歳入金に係る現金の収納事務については、収入取扱員が行わなければならないが、収入取扱員に任命していない者が現金を取り扱っているものがあつた。	日高振興局 上川総合振興局	
(7) 収入取扱員については、部局長が任命した会計員のうちから任命しなければならないが、会計員に任命されていない者を収入取扱員としているものがあつた。 また、納入義務者から現金の納付を受けたときは、現金領収証書に必要事項を記載し、交付しなければならないが、納入者を誤って記載した現金領収証書を交付しているものがあつた。	上川総合振興局	
(1) 部局において、会計管理者の職務権限とされている事務に従事させる者については、会計員に任命しなければならないが、これを行わずに、当該事務に従事しているものがあつた。	オホーツク総合振興局	
(4) 収入取扱員が不在の場合に、歳入金に係る現金の収納を代行する職員については、部局長が任命した会計員のうちから指定しなければならないが、会計員に任命していない者を代行者に指定しているものがあつた。	オホーツク総合振興局	

イ 計算証明等	
《指導事項》	
(7) 資金前渡員は、毎月、前渡資金出納計算書を作成し、支出命令者を経て、出納員にこれを提出しなければならないこととされ、当該計算書には、資金前渡員が補助執行職員をして交際費を支払わせることとして、あらかじめ補助執行職員に対し前渡資金を交付した場合にあっては、前渡資金交付一覧表のほか、補助執行職員が支払先から徴した領収証書又は補助執行職員が作成した支払証明書を添付しなければならないこととされているが、これを添付していないものがあった。	空知総合振興局
(4) 資金前渡員は、毎月、前渡資金出納計算書を作成し、支出命令者を経て、出納員にこれを提出しなければならないこととされ、立替執行職員から請求があったときは、立替払一覧表に当該職員から提出された請求書及び領収証書又は支払証明書を添付して、前渡資金出納計算書を提出しなければならないが、これらを提出していないものがあった。	後志総合振興局
(4) 収入の証拠書類である調定書については、当該事務を所掌する部局長が保管しなければならないが、これを紛失しているものがあった。	後志総合振興局
(1) 支出の証拠書類である補助金交付申請書及び交付決定に関する決定書については、当該事務を所掌する部長が保管しなければならないが、これらを紛失しているものがあった。	環境生活部
(4) 支出の証拠書類である旅行命令簿兼旅費請求書については、当該事務を所掌する部局長が保管しなければならないが、これを廃棄しているものがあった。	十勝総合振興局
(4) 収入取扱員に異動があったときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管又は管理に係る帳簿等及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていないものがあった。	根室振興局
(4) 資金前渡員に異動があったときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管に係る帳簿及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていないものがあった。	留萌振興局
(7) 資金前渡員の所掌する現金の出納事務については、毎年3月31日において、検査員を定めて、部内検査を行うこととされているが、検査対象期間中に取扱いのあった出納事務について、検査を行っていないものがあった。	留萌振興局
(7) 収入証紙の部内検査については、部局長は、毎年3月31日において、検査員を定めて、その所掌する事務に係る収入証紙の取扱状況を検査しなければならないが、これを行っていないものがあった。	胆振総合振興局
(1) 収入証紙について、部局長は、検査員を定めて、その所掌する事務に係る収入証紙の取扱状況を検査しなければならないが、これを行っていないものがあった。	渡島総合振興局
(4) 資金前渡員は、その保管に属する現金の出納を明らかにするため、前渡資金経理簿を備え、必要な事項を記録しておかなければならないが、これを作成していないものがあった。	後志総合振興局 留萌振興局
(4) 資金前渡員は、その保管に属する現金の出納を明らかにするため、前渡資金経理簿を備え、必要な事項を記録しておかなければならないが、これを作成していないものがあった。 また、職員が出張先等において、やむを得ず立て替えて支払った経費について、請求があったときは、当該職員から支払の事実を証明する書類を添付した請求書を提出させ、当該立替金を支払うに当たり、立替払一覧表に必要な事項を記載し、受領印を徴さなければならないが、これらを行っていないものがあった。	上川総合振興局
(7) 株券等の公有財産については、5年ごとに、知事の定める基準によって公有財産台帳に登録した価格を改定しなければならないが、これを行っていないものがあった。 また、公有財産に増減が生じたときは、遅滞なく公有財産異動報告書に異動の事実を証する書面を添えて、報告することとされているが、これを行っていないものがあった。	総務部
ウ 債権・基金	
《指導事項》	
(7) 自動販売機設置に係る建物貸付収入債権については、債権管理簿を備え、必要な事項を記録しておくとともに、毎会計年度終了後、債権現在高報告書を作成し、総務部長に提出しなければならないが、これらを行っていないものがあった。	札幌道税事務所
(4) 自動販売機設置に係る建物貸付収入債権については、債権管理簿を備え、その所掌に属する事務について必要な事項を記録しておかなければならないが、これを行っていないものがあった。	紋別高等看護学院

エ 現金及び保有有価証券	
《指導事項》	
資金前渡員に係る前渡資金の手元保管金については、これを最も確実な方法で保管し、私金と混同してはならないが、前渡資金の一部を、職員の親睦会費等を保管する箱に入れたことから、前渡資金経理簿と手元保管金が不適合となっているものがあつた。	大沼学園

6 公用車による交通事故等が発生しているもの

監査結果の項目別区分		部 局 名																																																																												
(1) 公用車による交通事故																																																																														
《指導事項》																																																																														
賠償金、修繕費用等が、1件100万円以上の支出があるもの 公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、71件、1,965万1,597円の支出等があつた。 なお、全損により、2台の廃車があつた。 注1 各方面本部及び警察署を含む。 注2 1件100万円以上の交通事故のほか、1件10万円以上の交通事故に係る件数及び金額を含む。	警察本部																																																																													
《指導事項》																																																																														
賠償金、修繕費用等が、1件10万円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。） 公用車による交通事故が発生し、修繕費用等として、計17部局で、40件、816万7,394円の支出があつた。 なお、全損により、1台の廃車があつた。 【修繕費用等の合計】 (単位：件、円、台)	左表部局名のとおり																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> <th>全 損 に よる廃車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>空知総合振興局</td><td>2</td><td>332,822</td><td></td></tr> <tr><td>石狩振興局</td><td>2</td><td>307,627</td><td></td></tr> <tr><td>後志総合振興局</td><td>2</td><td>220,356</td><td></td></tr> <tr><td>胆振総合振興局</td><td>4</td><td>831,120</td><td></td></tr> <tr><td>日高振興局</td><td>2</td><td>466,417</td><td></td></tr> <tr><td>渡島総合振興局</td><td>3</td><td>409,916</td><td></td></tr> <tr><td>上川総合振興局</td><td>4</td><td>577,087</td><td>1</td></tr> <tr><td>留萌振興局</td><td>1</td><td>231,400</td><td></td></tr> <tr><td>宗谷総合振興局</td><td>1</td><td>161,470</td><td></td></tr> <tr><td>オホーツク総合振興局</td><td>4</td><td>1,109,278</td><td></td></tr> <tr><td>十勝総合振興局</td><td>4</td><td>1,034,871</td><td></td></tr> <tr><td>釧路総合振興局</td><td>5</td><td>967,405</td><td></td></tr> <tr><td>根室振興局</td><td>2</td><td>591,925</td><td></td></tr> <tr><td>漁業研修所</td><td>1</td><td>132,484</td><td></td></tr> <tr><td>後志教育局</td><td>1</td><td>283,867</td><td></td></tr> <tr><td>渡島教育局</td><td>1</td><td>210,006</td><td></td></tr> <tr><td>帯広農業高等学校</td><td>1</td><td>299,343</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>40</td><td>8,167,394</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	部 局 名	件 数	金 額	全 損 に よる廃車	空知総合振興局	2	332,822		石狩振興局	2	307,627		後志総合振興局	2	220,356		胆振総合振興局	4	831,120		日高振興局	2	466,417		渡島総合振興局	3	409,916		上川総合振興局	4	577,087	1	留萌振興局	1	231,400		宗谷総合振興局	1	161,470		オホーツク総合振興局	4	1,109,278		十勝総合振興局	4	1,034,871		釧路総合振興局	5	967,405		根室振興局	2	591,925		漁業研修所	1	132,484		後志教育局	1	283,867		渡島教育局	1	210,006		帯広農業高等学校	1	299,343		計	40	8,167,394	1		
部 局 名	件 数	金 額	全 損 に よる廃車																																																																											
空知総合振興局	2	332,822																																																																												
石狩振興局	2	307,627																																																																												
後志総合振興局	2	220,356																																																																												
胆振総合振興局	4	831,120																																																																												
日高振興局	2	466,417																																																																												
渡島総合振興局	3	409,916																																																																												
上川総合振興局	4	577,087	1																																																																											
留萌振興局	1	231,400																																																																												
宗谷総合振興局	1	161,470																																																																												
オホーツク総合振興局	4	1,109,278																																																																												
十勝総合振興局	4	1,034,871																																																																												
釧路総合振興局	5	967,405																																																																												
根室振興局	2	591,925																																																																												
漁業研修所	1	132,484																																																																												
後志教育局	1	283,867																																																																												
渡島教育局	1	210,006																																																																												
帯広農業高等学校	1	299,343																																																																												
計	40	8,167,394	1																																																																											
(2) 行政事故																																																																														
《指導事項》																																																																														
賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの 職務の執行において行政事故が発生し、賠償金として、1件、29万6,679円の支出があつた。	警察本部																																																																													

(3) 管理瑕疵																				
《指摘事項》																				
賠償金が、1件100万円以上の支出があるもの 施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、148万3,494円の支出があった。	留萌振興局																			
《指導事項》																				
賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。） 施設等の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、計3部局で、10件、241万5,592円の支出があった。	左表部局名のとおり																			
<p style="text-align: center;">【賠償金の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 名</th> <th style="text-align: center;">件 数</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">水 産 林 務 部</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">1,349,591</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">胆 振 総 合 振 興 局</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">105,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警 察 本 部</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">961,001</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: right;">2,415,592</td> </tr> </tbody> </table>			部 局 名	件 数	金 額	水 産 林 務 部	4	1,349,591	胆 振 総 合 振 興 局	1	105,000	警 察 本 部	5	961,001	計	10	2,415,592			
部 局 名	件 数	金 額																		
水 産 林 務 部	4	1,349,591																		
胆 振 総 合 振 興 局	1	105,000																		
警 察 本 部	5	961,001																		
計	10	2,415,592																		
(4) その他の事故等																				
《指導事項》																				
賠償金等が、1件10万円以上の支出があるもの 灯油漏洩事故が発生し、賠償金、処理費用として、計4部局で、4件、164万2,894円の支出があった。	左表部局名のとおり																			
<p style="text-align: center;">【賠償金、処理費用の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 局 名</th> <th style="text-align: center;">件 数</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">石 狩 振 興 局</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">158,910</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北 警 察 署</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">140,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">函 館 中 央 警 察 署</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">410,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">美 幌 警 察 署</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">933,184</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">1,642,894</td> </tr> </tbody> </table>			部 局 名	件 数	金 額	石 狩 振 興 局	1	158,910	北 警 察 署	1	140,400	函 館 中 央 警 察 署	1	410,400	美 幌 警 察 署	1	933,184	計	4	1,642,894
部 局 名	件 数	金 額																		
石 狩 振 興 局	1	158,910																		
北 警 察 署	1	140,400																		
函 館 中 央 警 察 署	1	410,400																		
美 幌 警 察 署	1	933,184																		
計	4	1,642,894																		

7 公有財産の損傷等が発生しているもの

監査結果の項目別区分		部局名																																																																																
(1) 物品の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの																																																																																		
《指摘事項》																																																																																		
<p>修繕費用等として、合計額が5万円以上の支出があるもの 物品の損傷が発生し、修繕費用等として、計18部局で、40件、362万2,852円の支出があった。</p> <p>【修繕費用等の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>損傷物品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部</td> <td>1</td> <td>131,630</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>空知総合振興局</td> <td>4</td> <td>312,528</td> <td>公用車、パーソナルコンピュータ及びデジタルカメラ</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局</td> <td>2</td> <td>148,769</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>渡島総合振興局</td> <td>3</td> <td>276,720</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>上川総合振興局</td> <td>3</td> <td>230,245</td> <td>公用車及びパーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>留萌振興局</td> <td>1</td> <td>226,951</td> <td>スノーモビル</td> </tr> <tr> <td>宗谷総合振興局</td> <td>5</td> <td>467,245</td> <td>公用車及びパーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>十勝総合振興局</td> <td>2</td> <td>135,878</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>釧路総合振興局</td> <td>3</td> <td>187,691</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>根室振興局</td> <td>1</td> <td>290,293</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>根室教育局</td> <td>1</td> <td>130,658</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>4</td> <td>309,420</td> <td>車載式速度測定装置、楽器、スノーモビル及び職印</td> </tr> <tr> <td>旭川方面本部</td> <td>1</td> <td>222,890</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>北警察署</td> <td>3</td> <td>223,020</td> <td>可搬式速度測定装置及び高性能カメラ</td> </tr> <tr> <td>小樽警察署</td> <td>2</td> <td>56,160</td> <td>デジタル一眼レフカメラ</td> </tr> <tr> <td>函館中央警察署</td> <td>1</td> <td>86,130</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>留萌警察署</td> <td>1</td> <td>64,800</td> <td>可搬式速度測定装置</td> </tr> <tr> <td>帯広警察署</td> <td>2</td> <td>121,824</td> <td>可搬式速度測定装置及び記録式飲酒検知器</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40</td> <td>3,622,852</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		部局名	件数	金額	損傷物品	総合政策部	1	131,630	パーソナルコンピュータ	空知総合振興局	4	312,528	公用車、パーソナルコンピュータ及びデジタルカメラ	胆振総合振興局	2	148,769	公用車	渡島総合振興局	3	276,720	公用車	上川総合振興局	3	230,245	公用車及びパーソナルコンピュータ	留萌振興局	1	226,951	スノーモビル	宗谷総合振興局	5	467,245	公用車及びパーソナルコンピュータ	十勝総合振興局	2	135,878	公用車	釧路総合振興局	3	187,691	公用車	根室振興局	1	290,293	公用車	根室教育局	1	130,658	公用車	警察本部	4	309,420	車載式速度測定装置、楽器、スノーモビル及び職印	旭川方面本部	1	222,890	公用車	北警察署	3	223,020	可搬式速度測定装置及び高性能カメラ	小樽警察署	2	56,160	デジタル一眼レフカメラ	函館中央警察署	1	86,130	公用車	留萌警察署	1	64,800	可搬式速度測定装置	帯広警察署	2	121,824	可搬式速度測定装置及び記録式飲酒検知器	計	40	3,622,852		左表部局名のとおり
部局名	件数	金額	損傷物品																																																																															
総合政策部	1	131,630	パーソナルコンピュータ																																																																															
空知総合振興局	4	312,528	公用車、パーソナルコンピュータ及びデジタルカメラ																																																																															
胆振総合振興局	2	148,769	公用車																																																																															
渡島総合振興局	3	276,720	公用車																																																																															
上川総合振興局	3	230,245	公用車及びパーソナルコンピュータ																																																																															
留萌振興局	1	226,951	スノーモビル																																																																															
宗谷総合振興局	5	467,245	公用車及びパーソナルコンピュータ																																																																															
十勝総合振興局	2	135,878	公用車																																																																															
釧路総合振興局	3	187,691	公用車																																																																															
根室振興局	1	290,293	公用車																																																																															
根室教育局	1	130,658	公用車																																																																															
警察本部	4	309,420	車載式速度測定装置、楽器、スノーモビル及び職印																																																																															
旭川方面本部	1	222,890	公用車																																																																															
北警察署	3	223,020	可搬式速度測定装置及び高性能カメラ																																																																															
小樽警察署	2	56,160	デジタル一眼レフカメラ																																																																															
函館中央警察署	1	86,130	公用車																																																																															
留萌警察署	1	64,800	可搬式速度測定装置																																																																															
帯広警察署	2	121,824	可搬式速度測定装置及び記録式飲酒検知器																																																																															
計	40	3,622,852																																																																																
《指導事項》																																																																																		
<p>修繕費用等として、合計額が5,000円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。） 物品の損傷が発生し、修繕費用等として、計13部局で、16件、36万7,471円の支出があった。</p> <p>【修繕費用等の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>損傷物品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設部</td> <td>1</td> <td>26,460</td> <td>カラープリンタ</td> </tr> <tr> <td>石狩振興局</td> <td>1</td> <td>44,604</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>後志総合振興局</td> <td>2</td> <td>40,747</td> <td>パーソナルコンピュータ及び公用車</td> </tr> <tr> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>1</td> <td>23,436</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>教育庁</td> <td>1</td> <td>8,640</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>室蘭養護学校</td> <td>1</td> <td>44,280</td> <td>パーソナルコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>函館方面本部</td> <td>1</td> <td>46,364</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>南警察署</td> <td>1</td> <td>40,608</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>白石警察署</td> <td>1</td> <td>14,040</td> <td>デジタル一眼レフカメラ</td> </tr> <tr> <td>豊平警察署</td> <td>2</td> <td>43,431</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>門別警察署</td> <td>1</td> <td>12,787</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>釧路警察署</td> <td>2</td> <td>14,849</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>斜里警察署</td> <td>1</td> <td>7,225</td> <td>公用車</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16</td> <td>367,471</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		部局名	件数	金額	損傷物品	建設部	1	26,460	カラープリンタ	石狩振興局	1	44,604	パーソナルコンピュータ	後志総合振興局	2	40,747	パーソナルコンピュータ及び公用車	オホーツク総合振興局	1	23,436	パーソナルコンピュータ	教育庁	1	8,640	パーソナルコンピュータ	室蘭養護学校	1	44,280	パーソナルコンピュータ	函館方面本部	1	46,364	公用車	南警察署	1	40,608	公用車	白石警察署	1	14,040	デジタル一眼レフカメラ	豊平警察署	2	43,431	公用車	門別警察署	1	12,787	公用車	釧路警察署	2	14,849	公用車	斜里警察署	1	7,225	公用車	計	16	367,471		左表部局名のとおり																				
部局名	件数	金額	損傷物品																																																																															
建設部	1	26,460	カラープリンタ																																																																															
石狩振興局	1	44,604	パーソナルコンピュータ																																																																															
後志総合振興局	2	40,747	パーソナルコンピュータ及び公用車																																																																															
オホーツク総合振興局	1	23,436	パーソナルコンピュータ																																																																															
教育庁	1	8,640	パーソナルコンピュータ																																																																															
室蘭養護学校	1	44,280	パーソナルコンピュータ																																																																															
函館方面本部	1	46,364	公用車																																																																															
南警察署	1	40,608	公用車																																																																															
白石警察署	1	14,040	デジタル一眼レフカメラ																																																																															
豊平警察署	2	43,431	公用車																																																																															
門別警察署	1	12,787	公用車																																																																															
釧路警察署	2	14,849	公用車																																																																															
斜里警察署	1	7,225	公用車																																																																															
計	16	367,471																																																																																

(2) 物品の亡失																															
《指摘事項》																															
<p>物品の亡失が発生した部局が、14部局あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>亡 失 物 品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 健 福 祉 部</td> <td>共通乗車券</td> </tr> <tr> <td>空 知 総 合 振 興 局</td> <td>工事発生材及びドローン(注1)</td> </tr> <tr> <td>石 狩 振 興 局</td> <td>給油カード及び物品払出用カード</td> </tr> <tr> <td>胆 振 総 合 振 興 局</td> <td>公用車の鍵</td> </tr> <tr> <td>上 川 総 合 振 興 局</td> <td>共通乗車券及びデジタルカメラ</td> </tr> <tr> <td>宗 谷 総 合 振 興 局</td> <td>機械警備ICカードキー</td> </tr> <tr> <td>根 室 振 興 局</td> <td>セキュリティーカードキー</td> </tr> <tr> <td>札 幌 道 税 務 所</td> <td>ICカード乗車券</td> </tr> <tr> <td>教 育 庁</td> <td>共通乗車券(注2)</td> </tr> <tr> <td>根 室 教 育 局</td> <td>セキュリティーカードキー</td> </tr> <tr> <td>寿 都 高 等 学 校</td> <td>電子キー</td> </tr> <tr> <td>共 和 高 等 学 校</td> <td>校舎マスターキー、電子キー及び事務室金庫鍵</td> </tr> <tr> <td>釧 路 方 面 本 部</td> <td>プリンタ</td> </tr> <tr> <td>北 警 察 署</td> <td>プリンタ、公用車の鍵、携帯電話対応型緊急通報装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 件数は各1件、計2件とカウントしている。 注2 亡失した券片2枚のうち1枚について、第三者に使用され、使用料として支出しているものが、1万150円あった。</p>	部 局 名	亡 失 物 品	保 健 福 祉 部	共通乗車券	空 知 総 合 振 興 局	工事発生材及びドローン(注1)	石 狩 振 興 局	給油カード及び物品払出用カード	胆 振 総 合 振 興 局	公用車の鍵	上 川 総 合 振 興 局	共通乗車券及びデジタルカメラ	宗 谷 総 合 振 興 局	機械警備ICカードキー	根 室 振 興 局	セキュリティーカードキー	札 幌 道 税 務 所	ICカード乗車券	教 育 庁	共通乗車券(注2)	根 室 教 育 局	セキュリティーカードキー	寿 都 高 等 学 校	電子キー	共 和 高 等 学 校	校舎マスターキー、電子キー及び事務室金庫鍵	釧 路 方 面 本 部	プリンタ	北 警 察 署	プリンタ、公用車の鍵、携帯電話対応型緊急通報装置	左表部局名のとおり
部 局 名	亡 失 物 品																														
保 健 福 祉 部	共通乗車券																														
空 知 総 合 振 興 局	工事発生材及びドローン(注1)																														
石 狩 振 興 局	給油カード及び物品払出用カード																														
胆 振 総 合 振 興 局	公用車の鍵																														
上 川 総 合 振 興 局	共通乗車券及びデジタルカメラ																														
宗 谷 総 合 振 興 局	機械警備ICカードキー																														
根 室 振 興 局	セキュリティーカードキー																														
札 幌 道 税 務 所	ICカード乗車券																														
教 育 庁	共通乗車券(注2)																														
根 室 教 育 局	セキュリティーカードキー																														
寿 都 高 等 学 校	電子キー																														
共 和 高 等 学 校	校舎マスターキー、電子キー及び事務室金庫鍵																														
釧 路 方 面 本 部	プリンタ																														
北 警 察 署	プリンタ、公用車の鍵、携帯電話対応型緊急通報装置																														

8 その他是正又は改善を求めたもの

監査結果の項目別区分		部 局 名
(1) 経営に係る事業の管理		
《指摘事項》		
<p>ホッカイドウ競馬の経営は、平成23年(2011年)に策定した北海道競馬推進プランによるインターネット発売の拡大や、日本中央競馬会との相互発売などの取組、平成28年(2016年)3月に策定した第2期北海道競馬推進プランに基づく、レース情報の積極的な発信や高画質なレース映像の提供など、さらなる発売拡大の取組などにより、平成30年度(2018年度)の投票券発売額は、胆振東部地震の影響によるレース中止があったものの、251億円となり、単年度収支は、平成25年度(2013年度)から黒字が続いている。</p> <p>しかしながら、一般会計からの借入金に対する償還を行っているものの、累計の借入金は236億3,219万円と依然として多額となっていることから、安定した収支構造の維持に向け、引き続き経営の改善を図る必要がある。</p>	農政部	
(2) 賠償金を支出しているもの		
《指摘事項》		
<p>賠償金が、1件100万円以上の支出があるもの 民間障害児入所施設において、道の措置により入所した児童の行方不明事件が発生し、損害賠償請求に係る和解に基づき、賠償金として、1件、1,600万円の支出があった。</p>	保健福祉部	
《指導事項》		
<p>賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの(上記指摘事項を除く。) 生徒に対する不適切発言に係る訴訟において敗訴が確定し、賠償金として、1件、30万円の支出があった。</p>	教育庁	
(3) 給与を不正に受給しているもの		
《指摘事項》		
<p>教諭による給与の不正受給が発生し、1件、117万3,180円の損害があった。</p>	教育庁	
(4) 軽微な設計変更の取扱いについて検討を求めたもの		
《検討事項》		
<p>農道工事において、工事延長を拡大する設計変更に当たり、軽微な設計変更として事務処理しているものがあった。農政部による設計変更の手引きでは、軽微な設計変更の範囲に工事延長の拡大に関する扱いが定められておらず、その取扱いについて検討する必要がある。</p>	農政部(オホーツク総合振興局)	

【第4 公営企業会計に係る定期監査結果】

2 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

監査結果の項目別区分		部局名
経営に係る事業の管理		
《指摘事項》		
(1) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が2億5,087万4,690円と8年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は80億8,538万6,983円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度(2015年度)から取り組んでいる経営健全化計画の収支目標にある、毎年度における純利益の計上と未処理欠損金の低減等に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。	企業局	
(2) 病院事業の経営については、当年度の純損失が5億5,268万2,996円となり、累積欠損金は533億4,072万2,978円に増加し依然として多額であることなど、病院事業の経営は極めて厳しい状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。	道立病院局	

3 法規性の視点からは是正又は改善を求めたもの

監査結果の項目別区分		部局名
(1) 支出に係る事項		
《指導事項》		
ア 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、2名分、2万4,500円あった。	道立病院局	
イ 共通乗車券の管理において、取扱責任者は、乗車券綴を受領又は交付する必要があるときは、乗車券交付簿を備え、乗車券管理者の承認を得るとともに、乗車券綴の使用者から受領印を徴することとされているが、平成29年度(2017年度)及び平成30年度(2018年度)において、これらを行っていないものがあった。	緑ヶ丘病院	
(2) 契約に係る事項		
ア 工事契約		
《指導事項》		
少額工事契約における完成検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。	子ども総合医療・療育センター	
イ 委託契約		
《指導事項》		
(7) 庁舎清掃業務の予定価格の積算において、定期清掃の実施回数を誤ったため、予定価格が過大となっているものが、1件、202万9,320円あった。	子ども総合医療・療育センター	
(4) 委託契約において、契約書には、破産法の規定により選任された破産管財人などによる契約解除の場合は、賠償金を徴収する旨を記載することとされているが、これを記載していないものがあった。	羽幌病院	
ウ その他の契約		
《指摘事項》		
薬品の単価契約において、権限のない者と契約を締結し、支出しているものが、13件、36万3,608円あった。	向陽ヶ丘病院	
《指導事項》		
(7) 物品の購入契約に係る予定価格調書の作成において、予定価格を誤って記載しているものがあった。	江差病院	
(4) 物品購入の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととされているが、検査当日に在勤していない職員が検査を行ったとしているものがあった。	江差病院	
(7) 賃貸借契約において、入札書を提出する権限のない代理人が提出した入札書は無効としなければならないが、これを有効なものとしているものがあった。	企業局	
(3) 工事(技術)に係る事項		
《指導事項》		
配水管布設工事において、掘削土砂の一時保管する場所を変更する場合は、設計変更の手続を行わなければならないが、これを行っていなかった。	企業局	

(4) 会計経理に係る事項	
《指導事項》	
<p>貯蔵品については、毎事業年度末に実地棚卸を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。</p> <p>また、貯蔵品については、払出しの都度、費用計上することとされているが、実際には貯蔵品があるにもかかわらず、月末にその全てを払い出したものとして、費用処理しているものがあった。</p>	江差病院 羽幌病院 緑ヶ丘病院 向陽ヶ丘病院
(5) その他	
債権・基金	
《指導事項》	
<p>公宅の借上げにおいて、借上承認を受けた場合は、建物所有者と契約を締結した後に、債権管理簿等に記録整理しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p>	緑ヶ丘病院

4 公用車による交通事故等が発生しているもの

監査結果の項目別区分		部局名												
公用車による交通事故														
《指導事項》														
<p>修繕費用が、1件10万円以上の支出があるもの</p> <p>公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、計2部局で、3件、84万4,164円の支出があった。</p> <p>【修繕費用の合計】 (単位：件、円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業局</td> <td>1</td> <td>361,994</td> </tr> <tr> <td>緑ヶ丘病院</td> <td>2</td> <td>482,170</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>844,164</td> </tr> </tbody> </table>		部局名	件数	金額	企業局	1	361,994	緑ヶ丘病院	2	482,170	計	3	844,164	左表部局名のとおり
部局名	件数	金額												
企業局	1	361,994												
緑ヶ丘病院	2	482,170												
計	3	844,164												